

# 公定価格について

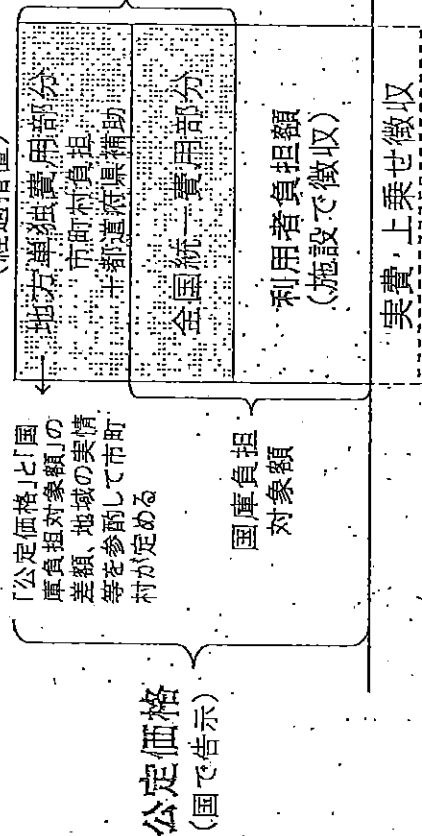


# 公定価格の基本的構造

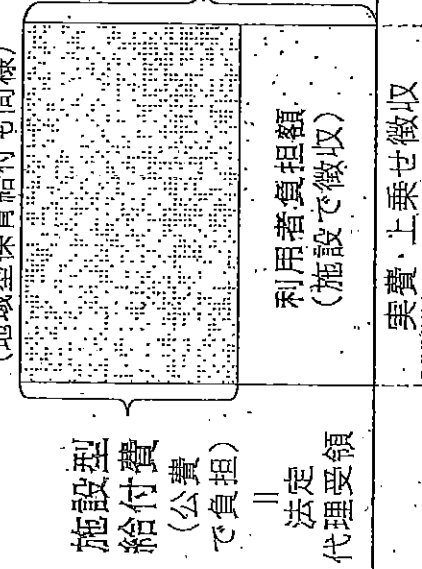
- 市町村の確認を受けた施設・事業は、公定価格により財政支援を保障。  
 「公定価格」……教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
- 「利用者負担額」…政令で定める額を限度として保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- 「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」 ※私立保育所は、公定価格全体を委託費として施設に支払う。
- 給付に係る財政措置は次のとおり。消費税増収分等を財源として、公私ともに質改善等が図られる。  
 私立施設及び地域型保育給付 ……国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
 ※教育標準時間認定の子どもに係る給付・財政負担等については経過措置がある。
- 公立施設（地域型保育給付を除く） ……市町村10/10（地方交付税措置による一般財源）
- 市町村が定める利用者負担額のほか、「実費徴収」（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の「上乗せ徴収」（教育・保育の質の向上を図るための対価。事前説明・書面同意を要する）も可。

## 《施設型給付》

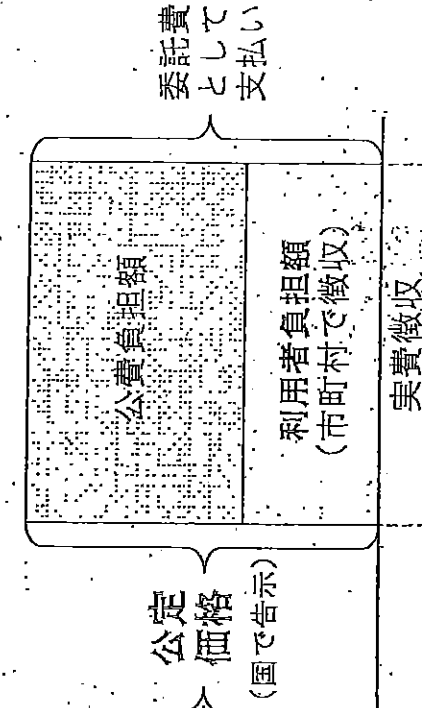
教育標準時間認定  
(経過措置)



保育認定  
(地域型保育給付も同様)



## 《委託費》

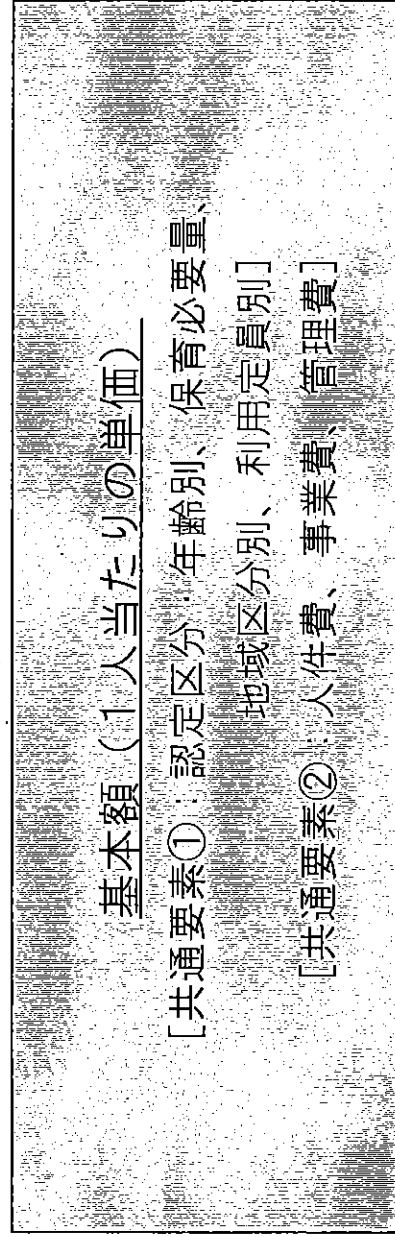


# 公定価格に関する論点について

## 1. 公定価格の基本的な構造

- 子ども・子育て新制度における公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベースに、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。
- 子ども・子育て会議（基準検討部会）における「保育の必要性の認定」、「新幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可基準」、「確認制度（定員制度、運営基準等）」等に関する一定のとりまとめ等を踏まえ、これらの基準により求められる水準に対応するものとして、公定価格の設定が必要となる。

## 《公定価格（基本額）イメージ》



【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔180人〕】

赤字：質改善事項

地域区分		定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (※)	加算部分1 (続き)		加算部分1 (続く)	
① その他 地域	② 151人から 180人まで	③ 1号	④ 4歳以上児	⑤ 25,070	⑥ 230	⑦ 550	⑧ 3歳児配 置改善加 算	⑨ 満3歳児対 応教 諭配置改善加 算 (有)	⑩ 満3歳児対 応教 諭配置改善加 算 (無)
							(注1) 6,210	(注1) 6,210	(注1) 6,210
① その他 地域	② 151人から 180人まで	③ 1号	④ 3歳児	⑤ 31,280	⑥ 290	⑦ 550	⑧ 3歳児配 置改善加 算	⑨ 満3歳児対 応教 諭配置改善加 算 (有)	⑩ 満3歳児対 応教 諭配置改善加 算 (無)
							(注1) 6,210	(注1) 6,210	(注1) 6,210

基本部分		加算部分1 (続き)		調整部分	
① 主幹教諭等専任加算	①⑥ 基本額 (108,630 + 1,080 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	⑪ 通園送迎 加算	⑫ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
② 子育て支援活動費加算	①⑦ 基本額 (4,050 + 40 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
③ 療育支援加算	①⑧ 基本額 (36,570 + 360 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数  基本額 (24,380 + 240 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
④ 冷暖房費加算	①⑨ 1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
⑤ 学校関係者評価加算	②⑩ 59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
⑥ 除雪費加算	②⑪ 5,850	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
⑦ 降灰除去費加算	②⑫ 146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
⑧ 施設機能強化推進費加算	②⑬ 150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
⑨ 小学校接続加算	②⑭ 96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
⑩ 栄養管理加算	②⑮ 120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合
⑪ 第三者評価受審加算	②⑯ 150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	⑩ 通園送迎 加算	⑪ 給食実施加算	⑬ 外部監査費加算	⑭ 年齢別配置基準 を下回る場合

加算部分2	
⑫ 冷暖房費加算	①⑨ 1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460
⑬ 学校関係者評価加算	②⑩ 59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数
⑭ 除雪費加算	②⑪ 5,850
⑮ 降灰除去費加算	②⑫ 146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数
⑯ 施設機能強化推進費加算	②⑬ 150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数
⑰ 小学校接続加算	②⑭ 96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数
⑱ 栄養管理加算	②⑮ 120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
⑲ 第三者評価受審加算	②⑯ 150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数

⑲ 主幹教諭等専任加算	①⑥ 基本額 (108,630 + 1,080 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数
⑲ 子育て支援活動費加算	①⑦ 基本額 (4,050 + 40 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数
⑲ 療育支援加算	①⑧ 基本額 (36,570 + 360 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数  基本額 (24,380 + 240 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数
⑲ 冷暖房費加算	①⑨ 1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460
⑲ 学校関係者評価加算	②⑩ 59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数
⑲ 除雪費加算	②⑪ 5,850
⑲ 降灰除去費加算	②⑫ 146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数
⑲ 施設機能強化推進費加算	②⑬ 150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数
⑲ 小学校接続加算	②⑭ 96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数
⑲ 栄養管理加算	②⑮ 120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
⑲ 第三者評価受審加算	②⑯ 150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に於いて月額を調整(④)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)  
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)  
 (※) 質の改善事項における業務負担への対応(非機動2日分)を含む。

【保育所（保育認定（2号・3号））[90人]】

赤字：質改善事項

地域区分		認定区分		年齢区分		基本部分(※1)		加算部分1(続く)		加算部分1(続く)		調整部分		
①	②	③	④	⑤ 保育所要量区分		⑥ 保育標準時間認定		⑦ 保育標準時間認定		⑧ 処遇改善等加算		⑨ 処遇改善等加算		
				定員区分	年齢区分	基本分単価	基本分単価	基本分単価	基本分単価	所長設置加算	処遇改善等加算	3歳児配置改善加算	処遇改善等加算	分園の場合
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	36,730	(42,890)	32,000	(38,160)	290	(350) × 加算率	250	(310) × 加算率	(注) (6,160)	(60 × 加算率)	定員を恒常的に超過する場合は(5)~(9) × 91/100
		3号	3歳児	42,890	(89,230)	38,160	(84,500)	350	(780) × 加算率	310	(740) × 加算率	6,160	60 × 加算率	
		3号	1、2歳児	89,230	(150,820)	84,500	(146,090)	780	(1,390) × 加算率	740	(1,350) × 加算率			
	乳児			150,820		146,090		1,390	× 加算率	1,350	× 加算率			

基本額		処遇改善等加算		夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算		分園の場合		調整部分		
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子ども数	10,980	(9,340) + 40 × 加算率	A地域 2,300 B地域 2,200 C地域 2,100 D地域 2,000 ※標準地域単価	A地域 2,300 B地域 2,200 C地域 2,100 D地域 2,000 ※標準地域単価	a地域 2,300 b地域 2,200 c地域 2,100 d地域 2,000 ※標準地域単価	(5)+(7)+(9)+(11) × 9/100	(5)+(7)+(9) × 10/100	(5)+(7) + (9)+(11) × 9/100	(5)+(7) + (9)+(11) × 9/100	(5)+(7) + (9)+(11) × 9/100	(5)+(7) + (9)+(11) × 9/100
主任保育士専任加算 (※2) ①	基本額 (248,150 + 2,480 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (490 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
療育支援加算 ⑬	基本額 (49,870 + 490 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
事務職員雇上費加算 ⑱	基本額 (46,100 + 460 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
冷暖房費加算 ㉑	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460	1級地 1,150 2級地 1,110 3級地 1,110	1級地 1,150 2級地 1,110 3級地 1,110	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
除雪費加算 ㉒	5,950	5,950	5,950	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
障区除去費加算 ㉓	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
入所児童処遇特別加算 ㉔	400時間以上 800時間未満 455,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	455,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	455,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
施設機能強化推進費加算 ㉕	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
小学校連携加算 ㉖	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
栄養管理加算 ㉗	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	
第三者評価受審加算 ㉘	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	※各月初日の利用子ども単価に加算	

加算部分2		加算部分2	
㉙	㉚	㉛	㉜
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満 455,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	455,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	455,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
施設機能強化推進費加算	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
小学校連携加算	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
第三者評価受審加算	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数

(注) 年度の初日の前日における満年齢に際して月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)  
 (※1) 質の改善事項における研修代替要員費(非常勤年2日分)を含む。

【認定子ども園（教育標準時間認定（1号））（120人）】

赤字：賃改善事項

基本部分		加算部分1（続き）			
地域区分	定員区分	年齢区分	基本分単価（※1）	加算部分1	加算部分2
① ② その他 地域	③ 106人 から 120人 まで	④ 4歳以上児 1号 3歳児	⑤ 22,020 (28,230) 28,230	⑥ [注1] 200 + 260	⑦ 830 + 8×加算率 + 3,100 + 30×加算率
				⑧ 学級編制 調整加算 加算	⑨ 3歳児配置 改善加算 + (6,210) + 6,210
				⑩ 3歳児配置 改善加算 + (60×加算率) + 60×加算率	⑪ 3歳児配置 改善加算 + 43,500 + 430×加算率
					⑫ 3歳児配置 改善加算 + 37,290 + 370×加算率

加算部分1（続き）		調整部分	
⑬ 給食実施加算	⑭ 外部監査費加算	⑮ 年齢別配置基準 を下回る場合	⑯ 職員配置基準上 求めらるる職員 資格を有しない 場合
230×適当たり 実施日数 + 2×適当たり 実施日数×加算率	認定子ども園全体 の利用定員 151人～180人 3,110 ※3月分の単価に 加算	(3,100 +30×加算率) ×人数	(2,110 +20×加算率) ×人数
⑰ 通園送迎 加算	⑱ 給食改善等 加算	⑲ 主幹教諭等の専任 化により子育て支 援の取組みを実施 していない場合	⑳ 定員を恒常的に 超過する場合
650 + 6×加算率	230×適当たり 実施日数 + 2×適当たり 実施日数×加算率	(930 +9×加算率) ×人数	(5～17) ×94/100

加算部分2	
⑳ 歳育支援加算	基本額 18,280 + 180×加算率 ) A ( 各月初日の利用子ども数 ) 基本額 12,190 + 120×加算率 ) B ( 各月初日の利用子ども数 )
㉑ 事務職員雇上費加算	基本額 78,020 + 780×加算率 ) 各月初日の利用子ども数
㉒ 冷暖房費加算	1級地 1,650 4級地 1,150 2級地 1,480 その他地域 110 3級地 1,460 ※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
㉓ 学校関係者評価加算	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数
㉔ 除算加算	5,950
㉕ 障反除去費加算	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数
㉖ 施設機能強化推進費加算	75,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数
㉗ 小中学校接続加算	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数
㉘ 第三者評価受償加算	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数

(注1) 年度の初日における満年齢に於いて月額を調整(④)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)  
 (注2) 子一人保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)  
 (※1) 賃の改善事項における専任負担への対応(非常勤週2日分)、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む  
 (※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑩外部監査費加算)については、認定子ども園全体(1号～3号)の利用定員の規模に応じた費用は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（保育認定（2号・3号）） [60人]】

赤字：質改善事項

地域区分		定員区分	年齢区分	保育必要区分		保育改善区分	
①		②	④	⑤		⑥	
基本単価		基本単価		基本単価		基本単価	
⑦		⑧		⑨		⑩	
その他地域	51人から	2号	4歳以上児	54,810	(60,970)	47,730	(53,890)
	60人まで	3号	3歳児	60,970	(107,310)	53,890	(100,230)
			1、2歳児	107,310	(168,900)	100,230	(161,820)
		乳児		168,900		161,820	

保育標準時間認定		保育短時間認定	
⑪		⑫	
⑬		⑭	
480	(540) × 加算率	400	(460) × 加算率
540	(970) × 加算率	460	(890) × 加算率
970	(1,580) × 加算率	890	(1,500) × 加算率
1,580	× 加算率	1,500	× 加算率

3歳児配置改善加算		処遇改善等加算	
⑮		⑯	
(6,160)	(60 × 加算率)	216,500	× 加算率
6,160	60 × 加算率	209人	× 加算率

休日保育加算		処遇改善等加算	
⑰		⑱	
216,500	× 加算率	209人	× 加算率
216,500	× 加算率	209人	× 加算率

夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算		外部監査費加算	
⑲		⑳		㉑		㉒	
13,200	(11,580) × 加算率	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300	※標準地域単価	a地域 2,700 b地域 2,600 c地域 2,400 d地域 2,300	※標準地域単価	認定こども園全体の利用定員151人～180人	※3月分の単価に加算
11,560	× 加算率						

1号認定子どもの利用定員を設けない場合		分園の場合		常態的に土曜日に閉所する場合		主任教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合		年齢別配置基準を下回る場合		配置基準上求められる職員資格を有しない場合		定員を恒常的に超過する場合	
㉓		㉔		㉕		㉖		㉗		㉘		㉙	
(3,570 + 30 × 加算率)	+	(60 + 70) × 10/100	+	(60 + 70) + (80 + 100) × 7/100	+	2,050 + 20 × 加算率	+	(6,160 + 60 × 加算率) × 人数	+	(3,470 + 30 × 加算率) × 人数	+	(50 ~ 100) × 90/100	

施設支援加算		基本額		処遇改善等加算		基本額		
㉚		㉛		㉜		㉝		
24,930 + 240 × 加算率	+	24,930	+	240 × 加算率	+	24,930	+	240 × 加算率
16,620 + 160 × 加算率	+	16,620	+	160 × 加算率	+	16,620	+	160 × 加算率

冷暖費加算		学校関係者評価加算		除雪費加算		降灰除去費加算		入所児童処遇特別加算		施設機能強化推進費加算		小学校接続加算		栄養管理加算		第三者評価受審加算		
㉞		㉟		㊱		㊲		㊳		㊴		㊵		㊶		㊷		
1,650	4級地	1,650	4級地	29,710	3月初日の利用子ども数	5,950	73,430	3月初日の利用子ども数	400時間以上 800時間未満	456,000	3月初日の利用子ども数	800時間以上 1200時間未満	760,000	3月初日の利用子ども数	1,085,000	3月初日の利用子ども数	75,000	(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数
1,460	3級地	1,460	3級地						1200時間以上									

※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算  
 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設

※以下の区分に応じて、各月の単価に加算  
 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
 その他地域：1級地から4級地以外の地域

※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分  
 ※3月初日の利用子ども数に加算

※3月初日の利用子ども数に加算  
 ※3月初日の利用子ども数に加算  
 ※3月初日の利用子ども数に加算  
 ※3月初日の利用子ども数に加算  
 ※3月初日の利用子ども数に加算  
 ※3月初日の利用子ども数に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に調整(④)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整  
 (注2) 1号認定子どもの利用定員を設けない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑬)外部監査加算については、認定こども園全体(1号～3号)の利用定員の規模に応じた算用)を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整  
 (※) 質の改善事項における研修代替要員費(非営働年2日分)及び子育て支援活動費を含む。